

第2部 土砂災害応急対応計画

第1章 基本方針

土砂災害については、気象予・警報等により、事前に危険を予測することが可能な場合が多いことから、風水害及び土砂災害の気象予・警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒期においては、主に情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する必要がある。また、災害の発生するおそれがある場合は、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、災害警戒期と災害対応期でそれぞれに必要な対応を図る。なお、警戒初期の対応においては、土砂災害と風水害を分ける必要はないが、前兆現象確認後や発災後においては、より迅速な対応が求められることから、あらかじめ土砂災害を想定した応急対策を別に定める。

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

応急対応を迅速に実施するため、気象情報等に基づき、早期の段階から状況に応じた警戒体制（連絡員体制、災害警戒本部体制）を確立し、災害が発生する可能性があるとは判断される場合は、速やかに災害応急活動体制を確立する。

また、警戒段階から自治会長等も含めた情報の収集・伝達体制を確立する。

第2節 円滑な応急活動の実施

緊急時であっても、円滑に応急活動が行えるよう、各体制時における対策の体系を示し、実施主体と行うべき対応を明確に示す。

計画の構成は、①対策の体系、②実施主体、③取組内容とし、いつ、誰が何を実施するかを示す。

第2章 災害警戒期の活動

土砂災害については、危険を予測することが非常に困難であるが、気象予・警報・前兆現象等により予測に努めることで、被害の軽減を図れる可能性があることから、警戒期の対応を明確に示し、対策を効果的に実施する。

対策の体系

災害警戒期の活動

第1節 災害警戒期の活動

第1節 災害警戒期の活動

第1項 災害警戒期の活動

災害発生のおそれがある気象予警報等の発表、又は町域で局地的に小規模な災害発生のおそれがある場合等、連絡員（課長級職員）及び、町長・副町長、危機管理監と協議を行い、配備体制を検討し発令する。また、気象状況等により、砂防にかかる対応を要する場合は、災害警戒本部を設置し、対応に当たる。

対策の体系

- 第1 組織体制及び職員の配置
- 第2 連絡員体制の設置
- 第3 災害警戒本部の設置
- 第4 職員の配備基準

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	町長・副町長・ 危機管理監・連絡員	(1) 組織体制及び職員の配置
		(2) 連絡員体制の設置
		(3) 災害警戒本部の設置
		(4) 職員の配備基準
関係機関	上郡消防署・消防団	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	兵 庫 県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防災関係機関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）

本部体制 各部の構成	
部 名	担当課及び部署
本部事務局	住民課・企画政策課
総務部	議会事務局・企画政策課・総務課・会計課・税務課
厚生部	健康福祉課・住民課
建設産業部	建設課・産業振興課
上下水道部	上下水道課
教育部	教育委員会

取組内容

第1 組織体制及び職員の配置

1. 組織体制及び職員の配置

土砂災害に対する組織体制は、風水害組織体制に準ずるものとする。

町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたときから開始し、組織体制は組織体制検討メンバーによって協議し、職員配置及び災害警戒本部、災害対策本部の設置を検討し、職員に指示を行い迅速な対応を行う。

〈組織体制検討メンバー〉

町長・副町長、危機管理監、連絡員（課長級職員）

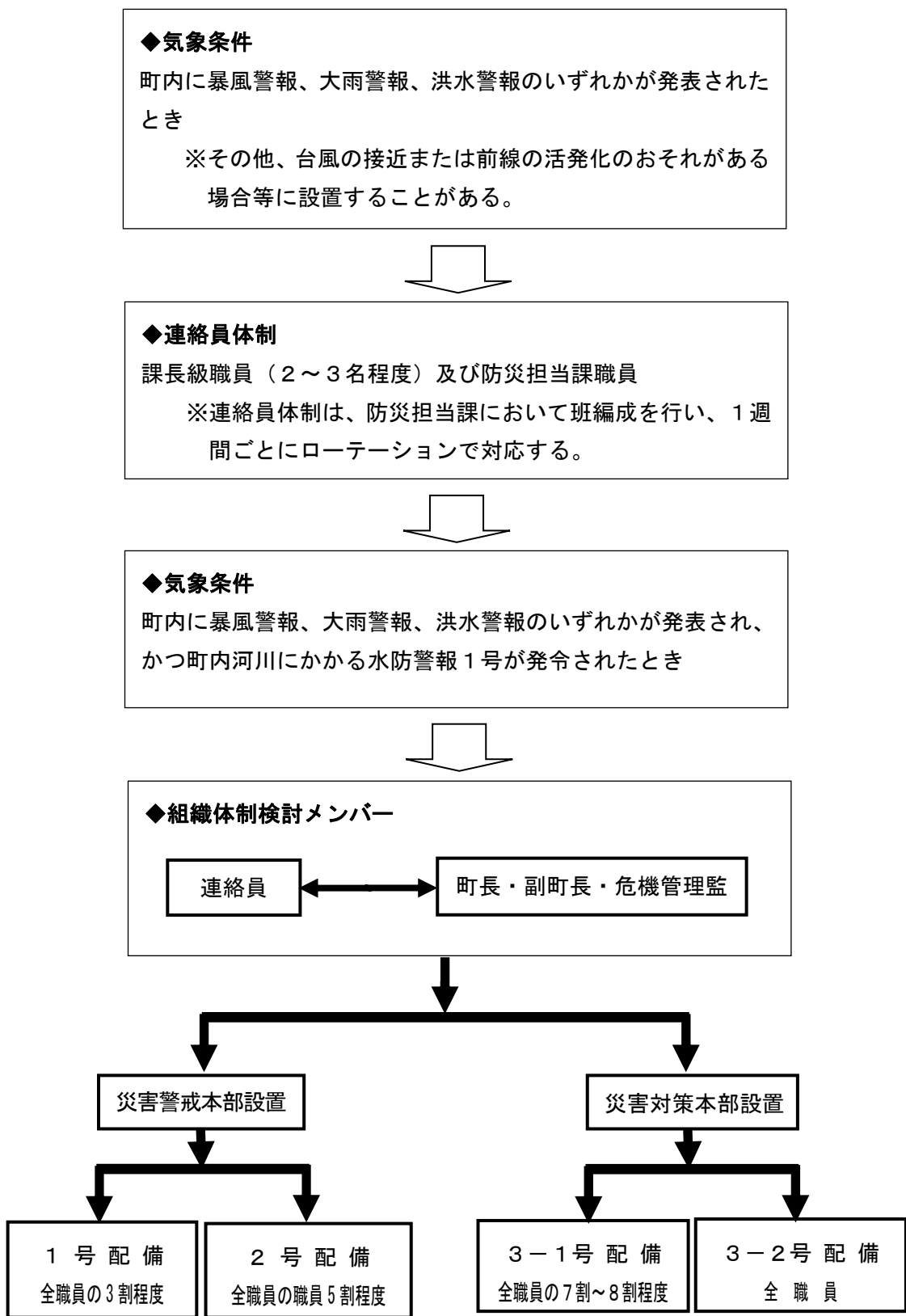
第1節 災害警戒期の活動

〈組織体制及び職員配置フロー〉

Ⅲ 災害応急対応計画

第2部

土砂災害応急対応計画



2. 各組織体制の内容

連絡員体制、災害警戒本部体制の内容は次のとおりとする。

ア 連絡員体制（予備配備）

名 称	連絡員体制（予備配備）
設置場所	住民課執務室
主な業務	1 情報収集・分析 2 防ぎよ体制の検討 3 災害警戒本部体制の確立準備 4 関係機関等との連絡調整 ※迅速な対応を必要とする場合には、組織体制検討メンバーが判断を行う。

※暴風警報のみの場合で、大雨警報等の発令するおそれがない場合は、連絡員間で協議し自宅待機とすることができる。

イ 災害警戒本部（1号配備）

名 称	災害警戒本部（1号配備）
設置場所	本庁舎4階402会議室
主な業務	1 情報収集・分析 2 広報活動、自治会等への情報伝達 3 重要水防箇所、河川及びびがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回 4 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回 5 交通規制 6 関係機関等との連絡調整 7 避難所開設準備

ウ 災害警戒本部（2号配備）

名 称	災害警戒本部（2号配備）
設置場所	本庁舎4階402会議室
主な業務	1 情報収集・分析 2 避難準備・高齢者等避難開始の発令 3 広報活動、自治会等への情報伝達 4 重要水防箇所、河川及びびがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回 5 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回 6 交通規制 7 防ぎよ活動 8 災害対策本部体制確立準備 9 関係機関との連絡調整 10 避難所開設準備（一部避難所の開設の場合あり） 11 要配慮者支援 12 水防活動 13 土砂災害警戒活動

第1節 災害警戒期の活動

3. 災害警戒本部における事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、本防災計画「I 基本事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」（6ページより）と同じとする。

第2 連絡員体制の設置

1. 連絡員体制（予備配備体制）

風水害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指示を行うため連絡員体制をとる。

また、風水害に対して町災害警戒本部を設置する前の各体制の配備については、連絡員と町長、副町長、危機管理監による組織体制検討メンバーにおいて協議し検討する。

ア 連絡員体制（予備配備体制）の確立

次の基準に従って職員を動員し、連絡員体制（予備配備体制）を確立する。

〈設置基準〉

設置基準	参集方法
(1) 町内に次の警報のいずれかが発表されたとき。 ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ※暴風警報のみの場合で、大雨警報等の発令するおそれがない場合は、連絡員間で協議し自宅待機とすることができる。	警報を確認しだい自動参集
(2) 町域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ① 大雨注意報 ② 強風注意報 ③ 洪水注意報 (3) 台風が接近または前線の活発化等のおそれがあるとき。 (4) その他、副町長等が必要と認めたとき。	副町長の指示により参集

イ 連絡員体制（予備配備体制）の配備人員

連絡員体制（予備配備体制）は、水防計画に定める予備配備体制の職員で対応する。

ウ 連絡員体制（予備配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 防ぎよ体制の検討
- ③ 災害警戒本部体制の確立準備
- ④ 関係機関等との連絡調整

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会・自主防災組織・事業者	住民・従業員
○防災資機材の点検 ○気象情報収集 ○町及び消防団等との連絡確認 ○避難所、避難経路の確認	○非常持ち出し品等の点検 ○気象情報収集 ○避難所、避難経路の確認

第3 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部体制（第1号配備体制）

ア 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の確立

次の基準に従って災害警戒本部体制（第1号配備体制）を確立する。

また、町の総力を挙げて土砂災害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部体制を整える。

土砂災害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は災害警戒本部が行う。

〈設置基準〉

設置基準	参集方法
(1) 町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 (2) 上記の警報が発表され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態が予想されるとき。 (3) 前兆現象が確認されたとき。 (4) 局地的な被害が発生し防ぎよが必要なとき。 (5) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	副町長若しくは組織体制検討メンバーの指示により参集

イ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第1号配備体制）は、水防計画に定める第1号配備体制の職員で対応する。

ウ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の活動内容

① 情報収集・分析

〈気象情報等の監視、地域住民等からの土砂災害の前兆現象等の情報連絡に対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握〉

② 広報活動、自治会等への情報伝達

③ 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回

第1節 災害警戒期の活動

- ④ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回
- ⑤ 交通規制
- ⑥ 関係機関等との連絡調整
- ⑦ 避難所開設準備

* 重要水防箇所は町水防計画に掲載

エ 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

災害警戒本部長	副町長		
災害警戒副本部長	教育長		
部署名	班名	課名	本部員
災害警戒本部事務局	統括班、企画班	住民課、企画政策課	危機管理監(住民課長) 理事(企画政策課長)
総務部	総務班、管財班、情報・広報班、調査班、出納班、機動協力班	総務課、企画政策課、 税務課、議会事務局、 会計課	議 会 事 務 局 長 財 政 管 理 室 長 総 務 課 長 税 務 課 長 会計管理者(会計課長)
厚生部	民生班、医療班、環境衛生班、機動協力班	健康福祉課、住民課	健 康 福 祉 課 長 国 保 介 護 支 援 室 長 住 民 課 長
建設産業部	建設班、産業班、機動協力班	建設課、産業振興課	技 監 (建 設 課 長) 産 業 振 興 課 長
上下水道部	上下水道班	上下水道課	上 下 水 道 課 長
教育部	施設班、教育班、機動協力班	教育委員会	教 育 総 務 課 長 教 育 推 進 課 長
赤穂市消防本部上郡消防署			※ 上 郡 消 防 署 長
上郡町消防団			※ 団 長

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 各部の事務分掌は、「I 基本的事項」「第2章 防災機関の業務大綱」のとおりとする。

オ 災害警戒本部の事務は次のとおりとする。

災害警戒本部は、気象情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示するとともに災害対応にあたる。

職員の配備体制については、毎年度当初に各部において作成する。

カ 配備人員不足の場合の措置

各班において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合は、対応状況に応じて総務部から各部の機動協力班に要請を行い、配備調整を行う。

キ 自主防災組織・住民等の対応

自治会・自主防災組織・事業者	住民・従業員
○地区内の出水状況、斜面等の異常等の監視 ○地区内の要配慮者への声かけ及び避難支援 ○水防活動への協力	○近所の出水、斜面の異常等の監視 ○近所の要配慮者への声かけ及び避難支援

2. 災害警戒本部体制（第2号配備体制）

ア 災害警戒本部（第2号配備体制）の設置・動員

警戒体制において、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、災害警戒本部体制（第2号配備体制）を設置する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 災害が発生し防ぎよが必要なとき。又はそのおそれがあるとき。 (2) 町内に土砂災害警戒情報が発令されたとき。 (3) 近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁り、地下水の量の変化）を発見したとき。 (4) 降雨指標値が「避難勧告発令の目安となる線」に到達したとき。 (5) 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき。 (6) 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木、斜面の亀裂）を発見したとき。 (7) 降雨指標値が実況で土砂災害警戒情報の基準を超過したとき。 (8) 近隣で土砂災害が発生したとき。 (9) その他、組織体制検討メンバー若しくは警戒本部が必要と認めたとき。	副町長若しくは、組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集

イ 災害警戒本部の配備人員

災害警戒本部体制（第2号配備体制）は、水防計画に定める第2号配備体制の職員で対応する。

ウ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の活動内容

① 情報収集・分析

〈気象情報等の監視、地域住民等からの土砂災害の前兆現象等の情報連絡に対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握〉

② 避難準備・高齢者等避難開始情報の発令

③ 広報活動、自治会等への情報伝達

④ 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回

⑤ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回

第1節 災害警戒期の活動

- ⑥ 交通規制
 - ⑦ 防ぎよ活動
 - ⑧ 災害対策本部体制確立準備
 - ⑨ 関係機関等との連絡調整
 - ⑩ 避難所開設準備
 - ⑪ 要配慮者支援
 - ⑫ 水防活動
 - ⑬ 土砂災害警戒活動
- * 重要水防箇所は町水防計画に掲載

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○住民に避難情報の伝達 ○地区内の要配慮者の避難誘導、介助	○家族・近所の要配慮者の避難誘導、介助

オ 現地災害警戒本部の設置

災害警戒本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは、現地の公共施設等に現地災害警戒本部を設置する。

3. 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置（第3号配備体制）～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、町長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

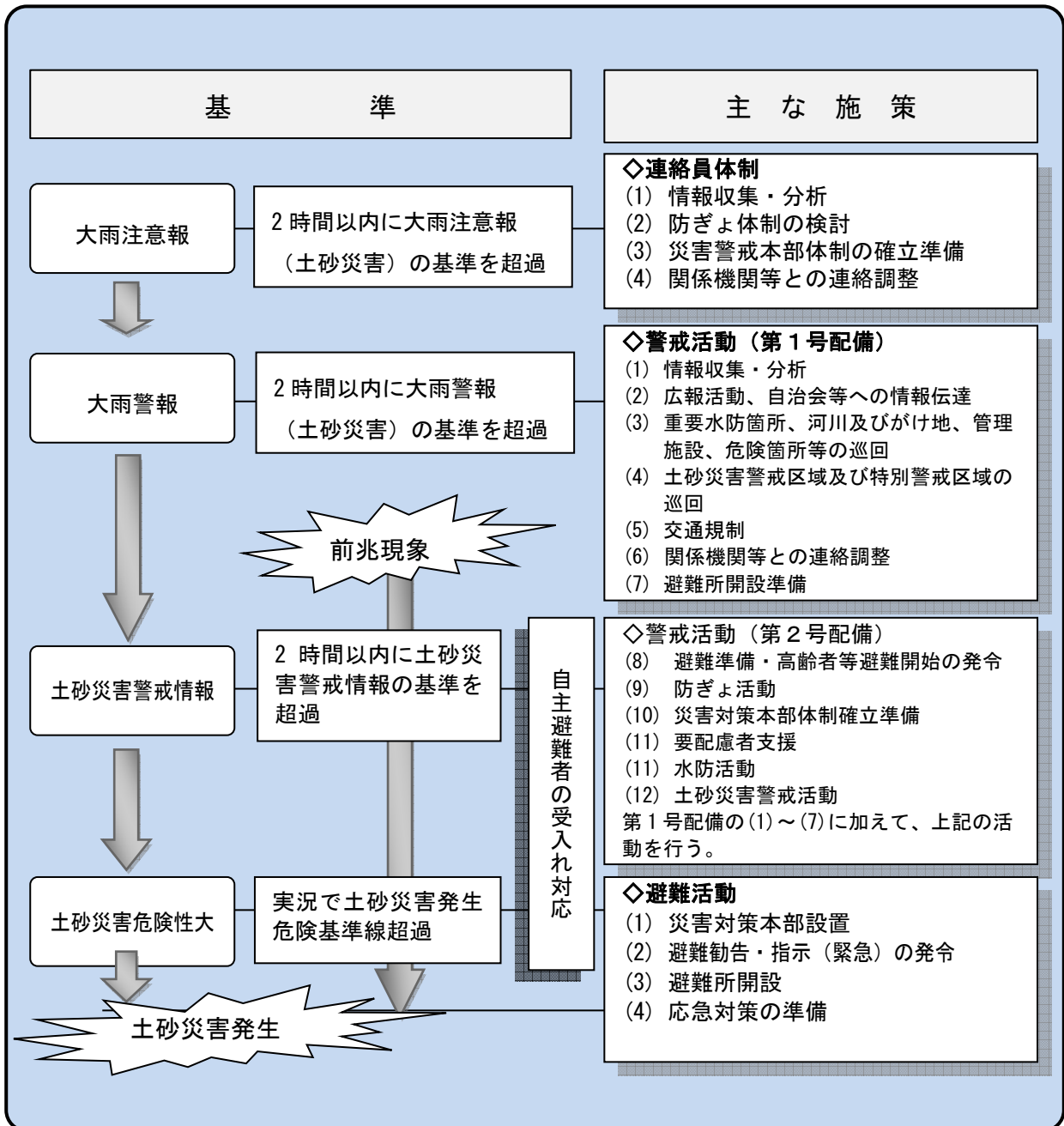
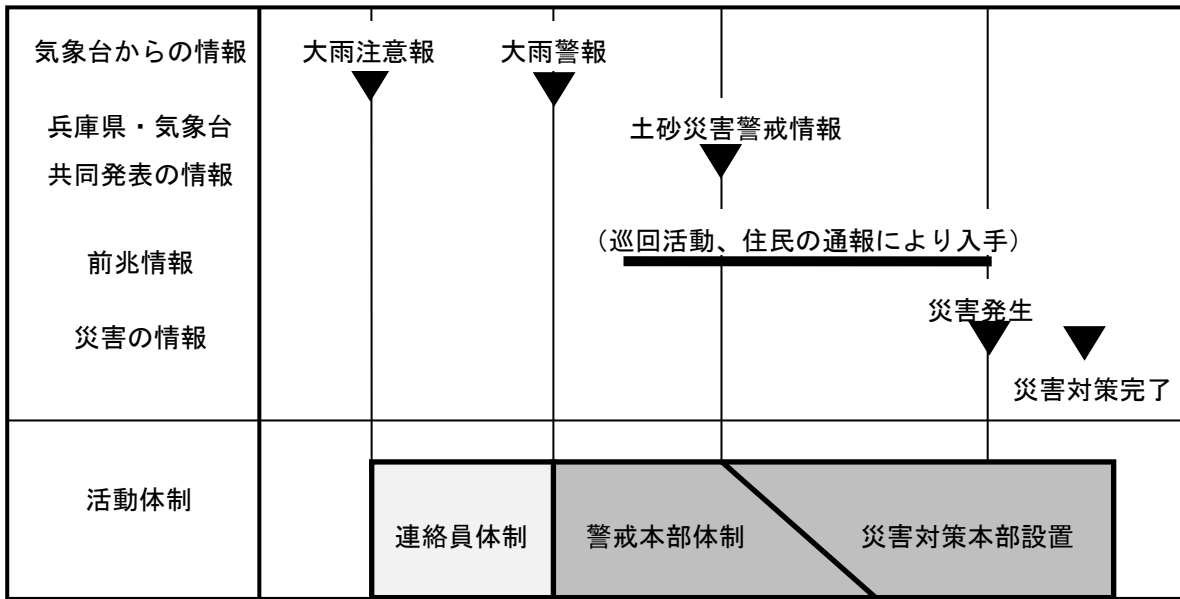
町長は、土砂災害により町域に大規模な被害が生じ、若しくは発生するおそれがあるとき、又は町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置する。

4. 警戒体制の廃止

災害警戒本部は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を各部及び関係機関へ連絡する。

- (1) 町の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき
- (2) 災害対策本部体制が配備されたとき

〈土砂災害対策の活動体制〉



〈土砂災害対応シナリオ〉

降水開始からの時系列	災害警戒期	災害危険期	応急対策期
気象	▼大雨注意報	▼大雨警報	▼土砂災害警報情報
災害状況	▼土砂災害発生危険基準線（CL）超過	▼降雨さらに強まる	▼降雨終了
前兆現象	がけ崩れ	▼小石がぱらぱら落ちる ▼木が傾く・揺れる ▼湧水量の増加	▼小石がぼろぼろ落ちる ▼倒木が発生 ▼湧水が止まる
	土石流	▼斜面から湧水が発生 ▼流水が濁る	▼流水の異常な濁り ▼流木の流出 ▼渓流水位の上昇
	地すべり	▼樹木が傾いている ▼斜面がはらみだす	▼地鳴り・山鳴りがする
体制情報	▼情報収集開始（連絡員体制）	▼情報収集開始（関係各部）	▼土砂災害発生を関係機関に連絡（総務部）
警戒活動	▼通報箇所の巡視活動	▼変状の発見	▼土砂災害発生の兆候あり
避難活動	▼巡視活動開始（建設産業部・消防団・近畿地方整備局・光都農林振興事務所・光都土木事務所）	▼変状箇所の立ち入り禁止・監視・応急措置	
救出	◎自主避難 ▼避難場所開設（自主避難）	▼避難場所開設 ▼危険地区に避難勧告発令（町長） ▼報道機関等に避難広報要請（総務部） ▼広報車による避難広報（消防署・総務部） ▼自主防災組織・施設管理者による避難誘導	▼消防隊出動（消防署） ▼自衛隊災害派遣要請（町長）
救急医療		▼救急車両出動（消防署） ▼負傷者を病院に搬送 ▼道路寸断の場合、ヘリコプター出動	
宅地対策			▼被災宅地判定士の出動要請 ▼被災宅地の判定開始 ▼宅地の応急措置 （二次災害防止）

第4 職員の配備基準

1. 職員の動員配備区分

災害警戒本部は、気象情報、住民等からの前兆情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

なお、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発令された場合は、動員の指示を待たず1号配備にあたる職員は、自主的に参集し災害警戒体制を実施する。

ただし、気象警報の発令時に集中豪雨等により参集に危険があると判断した職員は、その旨組織体制検討メンバーに報告し、降雨の状況を見て参集を行うものとする。

〈配備基準〉

体制	判断基準				本部等
	主な想定事象	気象予警報	県の 水防警報	町の 水防指令	
準備体制	台風、前線等の災害誘因が発生。	気象情報			本部事務局
予備配備	台風や前線等の災害誘因が町に接近。	大雨警報 洪水警報 暴風警報			連絡員体制
第1号備	町内に小規模の災害が発生するおそれがある（生じた）。	大雨警報 洪水警報 暴風警報	水防警報 1号	水防指令 1号	災害警戒本部 （必要に応じ災害警戒本部体制）
第2号備	町内に中規模の災害が発生するおそれがある（生じた）。	大雨警報 洪水警報 暴風警報 土砂災害警戒情報	水防警報 2号	水防指令 2号	災害警戒本部 （必要に応じ災害対策本部体制）
第3号備 (3-1)	町内に大規模な災害が発生するおそれがある。	土砂災害警戒情報	水防警報 3号	水防指令 3号	災害対策本部
第3号備 (3-2)	町内に大規模な災害が生じた。	特別警報 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報			災害対策本部

* 気象状況、災害の状況に応じ、町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは早期に災害対策本部体制を確立し対応に当たる。

第1節 災害警戒期の活動

〈配備職員〉

配備体制	配備人員
準備体制	独自の準備
予備配備	課長級・防災担当課職員
第1号配備	全職員の3割程度
第2号配備	全職員の5割程度
第3-1号配備	全職員の7~8割程度
第3-2号配備	全職員

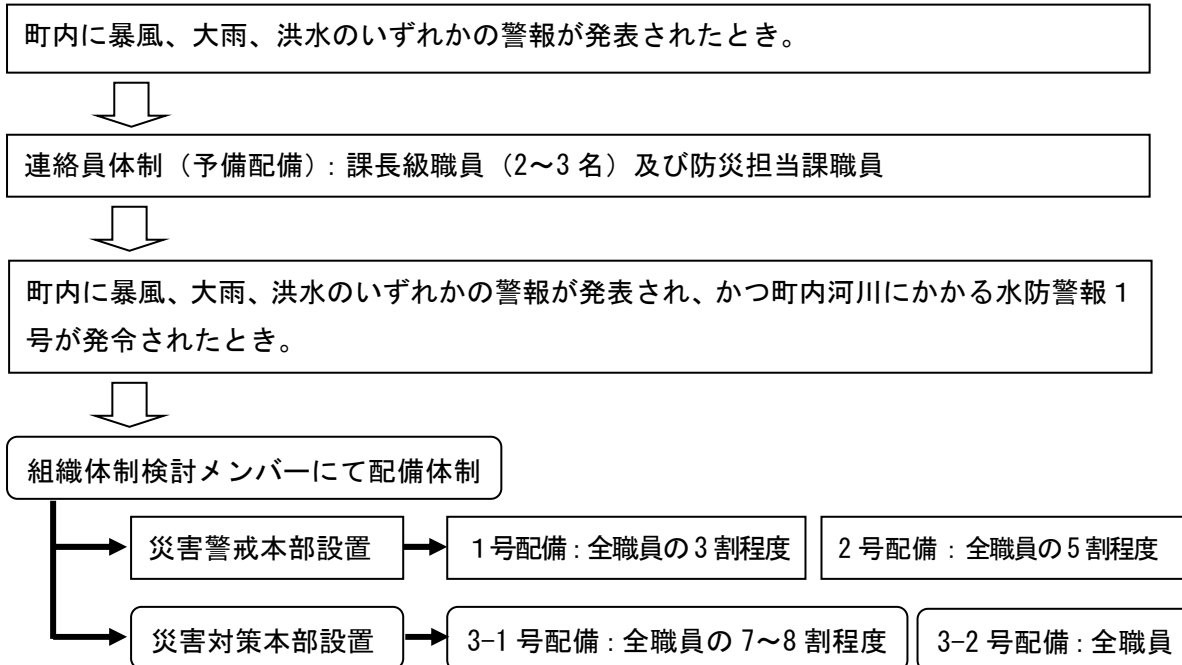
※建設産業部・上下水道部については各部の判断基準による。

2. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より組織体制検討メンバー又は災害警戒本部の配置決定に基づき実施する。

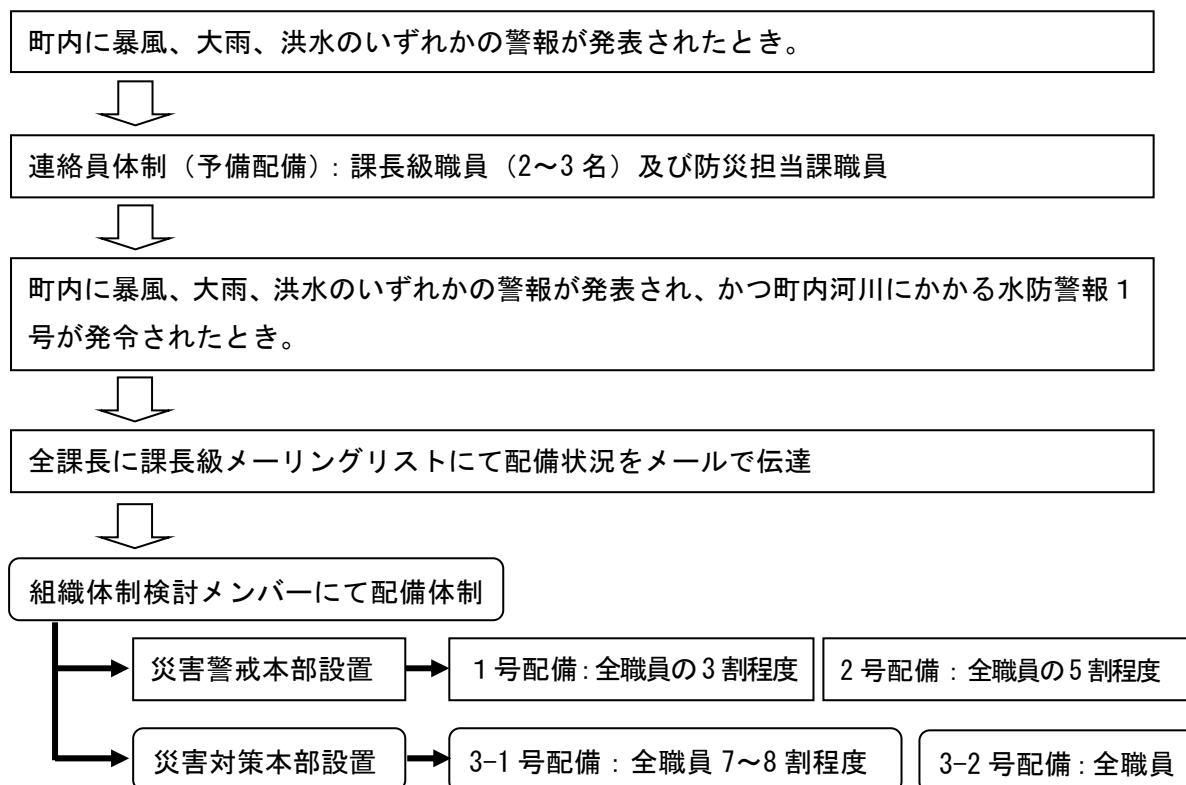
(1) 勤務時間内の場合

勤務時間内は次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 休日、勤務時間外の場合

職員が休日又は勤務時間外の場合の動員は次のとおりとするが、課長級職員及び防災担当課職員は、気象情報等の確認に努め、配備基準に達するおそれがある場合は、職場での待機に努め、迅速な配備命令の伝達に心がけるものとする。



3. 配備の方法

配備体制をとるための配備命令は、組織体制検討メンバーにおいて次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

- (1) 勤務時間内の場合、配備命令は組織体制検討メンバーの決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
- (2) 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は組織体制検討メンバーにより協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれの実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。

4. 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレ

第1節 災害警戒期の活動

ビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。

- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。
- (6) 気象警報の発令時に集中豪雨等により参集に危険があると判断した職員は、その旨所属長に報告し、降雨の状況を見て参集を行うものとする。
- (7) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。
 - ① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。
 - ② 職員または家族等が死亡したとき。
 - ③ 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
 - ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。

第2項 気象観測情報等の収集伝達

気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、前兆現象や災害発生情報等に関する情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

対策の体系

- 第1 気象情報等の監視・情報収集
- 第2 土砂災害発生危険区域等の監視
- 第3 情報交換
- 第4 災害警戒本部の対応
- 第5 異常現象発見時の通報

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 本 総 務 部	(1) 気象情報等の監視・情報収集 ・雨量等気象情報の監視 ・土砂災害にかかる情報
		(2) 土砂災害発生危険区域等の監視
		(3) 情報交換
	本 部 事 務 局	(4) 災害警戒本部の対応
住 民	住 民	(5) 異常現象発見時の通報
関 係 機 関	兵 庫 県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防 災 関 係 機 関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）
	た め 池 管 理 者	ため池水位の監視
	消 防 団	土砂災害発生危険区域等の監視等

取組内容

第1 気象情報等の監視・情報収集

1. 雨量等気象情報の監視

本部事務局及び総務部は、気象庁の気象情報、県の警戒情報、管内雨量観測所の情報等を集約し、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、雨量等が下記の基準に達しないか監視を行う。

- (1) 24 時間降雨量が 80mm に達したとき
- (2) 表面雨量指数が注意報基準値の7を超えたとき
- (3) 土壌雨量指数が、各警戒値に達したとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

第1節 災害警戒期の活動

2. 土砂災害にかかる情報

本部事務局及び総務部は、気象庁、県等からの警戒情報を集約し災害警戒本部事務局に報告する。なお、参考とする情報は以下のとおりとする。

(1) 土砂災害情報提供システム

兵庫県が運用するシステムで、土砂災害発生の端的な要因である雨量のデータをリアルタイムに収集すると共に、そのデータに基づいて土砂災害に対する危険度判定を行う。

(2) 土砂災害警戒メッシュ情報

大雨警報が発表中においては、気象庁が提供する土砂災害警戒メッシュ情報を気象庁防災情報提供システム（Web）から収集し、避難勧告等の発令の参考とする。

(3) 前兆現象通報情報

前兆現象は土石流やがけ崩れ等の土砂災害の発生前に、斜面や溪流で見られる兆候である。住民等から前兆現象の通報があった場合は直ちに確認を行い、避難勧告発令の判断を行う必要がある。

第2 土砂災害発生危険区域等の監視

本部事務局と消防団は、土砂災害の発生が予測される区域（土砂災害警戒区域等）の警戒活動を地域と連携して行なう。状況に応じて巡回活動も行う。この情報をもとに「前兆現象の種類」から「災害発生予測」を行なう。

〈前兆現象の確認・巡視のポイント〉

	がけ崩れの危険箇所	土石流危険溪流	地滑り危険箇所
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況（亀裂・はらみだし、浮き石の有無） ・湧水箇所とその量 ・擁壁の変状 ・立木の変状 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流上流の崩壊の有無や溪流堆積物の状況 ・砂防えん堤の堆砂状況 ・溪流の水位 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況（亀裂、はらみだし） ・擁壁、路面、家屋等の変状 ・地下水位、湧水の濁り、量の拡大
大雨時	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水の量の増加、急激なにごり ・新たな湧水箇所 ・落石、斜面の変状 ・表面流の発生、増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流の水位、濁り具合 ・石の流れる音 ・樹木の流れる量 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸水の水位の低下 ・亀裂の広がり ・湧水の量の増加及び急激な濁り
大雨後	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合にはその箇所の変状 ・災害が発生していなくても、平常時との変化（砂防えん堤の堆砂状況、斜面の変状等）の確認 		

第3 情報交換

本部事務局は、神戸地方气象台、県、上郡消防署等との情報交換等、相互連絡に努める。また、総務部は、現地の情報収集に努め、自主防災組織、消防団等との相互連携に努める。

第4 災害警戒本部の対応

災害警戒本部は、各部・班等からの危険情報について報告を受けた時は、直ちに対応を検討し、早急に必要な指示を行うとともに、状況に応じて県（企画県民部 災害対策局 災害対策課、西播磨県民局 総務企画室 総務防災課）、相生警察署等へ状況の報告を行う。

1. 各種情報の確認等

土砂災害情報提供システムや土砂災害警戒メッシュ情報、河川水位、雨量計等の情報を確認するとともに危険情報の内容を分析し、状況に応じた対応を指示する。

2. 応急対応の決定、指示等

各部・班からの危険情報の内容に応じて、避難所の開設、避難情報の発令、交通規制や水防活動の指示、広報活動や報道機関への依頼等を決定し、県、警察への報告を行う。また、関係者へ連絡し、要配慮者の支援等を行う。

3. 災害対策本部体制の確立

危険情報ほか、各種情報の内容に応じて、災害対策本部の設置を行う。

4. 前兆現象情報による判断の目安

(1) 情報の内容を精査し、危険が迫っている場合は、早急に避難勧告を行う。避難の勧告・指示の判断の指標となる前兆現象は以下ようになる。

ア 土石流

直前	1～2時間前	2～3時間前
土臭いにおい 地鳴り 溪流の急激な濁り 溪流の水位激減	溪流内で転石の音 流木発生	溪流の異常な濁り

(注)「溪流水位の激減」降雨が継続しているにも関わらず溪流水位が激減した場合で、溪流の上流で山腹が崩壊し、天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

イ がけ崩れ

直前	1～2時間前	2～3時間前
湧水の停止 湧水の吹き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り	小石がぱらぱら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水量の増加 表面流発生

(注)がけ崩れについては、上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

第1節 災害警戒期の活動

Ⅲ 災害応急対応計画

ウ 地すべり

直前	1～2時間前	2～3時間前
地鳴り・山なり 地面の振動	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加

(注) 地滑りは、上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。

エ 河川の水位

土砂災害は降雨の増加に伴って発生の危険性が増すので、河川水位の上昇は土砂災害に直接結びつく前兆現象とは言えないことも多くあるが、河川水位の状況を避難判断の指標として活用することが有効である。

* 上記の指標は、限られた災害データの分析に基づくものであること、時間的に早い段階からみられる前兆現象でも災害直前に発現することがあることから、実際の活用にあたっては、降雨状況や当該地区の地形、地質等の特性を考慮する必要がある。

資料：土砂災害警戒避難にかかわる前兆現象情報検討会作成「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」

第5 異常現象発見時の通報

- (1) 災害発生のおそれがある異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく町、警察官又は消防署や消防団員等に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに災害警戒本部に通報する。
- (3) 通報を受けた災害警戒本部は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。
- (4) 通報を受けた災害警戒本部は、住民に危険が及ぶおそれがある場合等、直ちに神戸地方気象台、県地方機関（西播磨県民局 総務企画室 総務防災課、光都農林振興事務所、光都土木事務所）及び関係機関に通報するとともに、住民に対してその周知徹底を図る。

* この項において、災害警戒本部体制が確立するまでの各部・班の対応は、本部事務局の指示に従い、参集した人員で対応するものとする。

第3項 土砂災害警戒情報

気象庁または兵庫県から提供される、土砂災害にかかる情報について、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに、伝達の系統、方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な警戒活動に努める。

対策の体系

- 第1 情報等への対応
- 第2 発令基準
- 第3 避難勧告等の伝達手法

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 部 総 務 部	(1) 情報等への対応
		(2) 発令基準
		(3) 避難勧告等の伝達手法
関係 機関	兵 庫 県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防 災 関 係 機 関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）

取組内容

第1 情報等への対応

1. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、兵庫県と気象庁が共同で発表する情報で、兵庫県から防災システムやFAX等により伝達される。

町は、上記の情報を確認したときは、直ちに内容を確認し、該当区域の避難勧告を検討する。

2. その他の情報

兵庫県の土砂災害情報システムや、気象庁の防災情報提供システム等の監視を行い、土砂災害の危険があると認められる場合は、上郡町は、速やかに住民に情報を伝達し、他の情報と総合して避難の判断を行い、必要があれば避難情報を発令すると共に、必要な配備体制を確立する。

第1節 災害警戒期の活動

第2 発令基準

土砂災害情報の種類、内容及び発表基準については、以下のように示される。

〈土砂災害情報の種類、内容及び発表基準〉

種類	対象災害	内容	発表基準（表示方法）
土砂災害警戒情報	土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり	文章（警戒対象地域、警戒解除地域を市町村単位で記述）と図（警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示）を組み合わせたもの	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害の危険性がさらに高まった場合、気象庁と県が共同で発表する。
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり	土砂災害発生の危険度を5Kmメッシュ毎にレベル表示したもの（気象庁防災情報提供システム）	実況または今後2時間以内の予想で、大雨警報や土砂災害警戒情報等の発表基準を超過する地域を色分けして表示（10分毎更新）

第3 避難勧告等の伝達手法

1. 各自治会への連絡

土砂災害警戒区域が指定されている自治会及び土砂災害警戒区域が存在する自治会のうち、地域の連絡網が整備されているものについては、自主防災組織または自治会の代表者を通じ、地域の連絡網を活用して情報伝達を行う。

2. 要配慮者支援者への連絡

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設や在宅要配慮者への情報伝達の媒体となる地域（支援母体）に対しては、電話・FAX等の個別伝達により確実に情報を伝達する。

第4項 水防情報の伝達

風水害及び土砂災害による被害の軽減を図るため、町は、緊急を要する気象警報や洪水警報等について、迅速かつ確実に住民に伝達を行う。

第4項「水防情報の伝達」については、第1部「風水害応急対応計画」第2章第1節第4項「水防情報の伝達」を準用する。

第5項 応急警戒活動

町及び関係機関は、気象警報その他災害に関する情報が発せられたとき、又は小規模な土砂災害が発生した場合、注意体制として「情報収集・交換」「土砂災害対策活動」「ライフライン・交通警戒活動」等の対応を行うため、必要に応じて警戒本部体制を確立して災害に備えるものとする。

対策の体系

- 第1 情報収集・交換
- 第2 土砂災害対策活動
- 第3 ライフライン・交通警戒活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 情報収集・交換
	建設産業部	(2) 土砂災害対策活動
	建設産業部・上下水道部	(3) ライフライン・交通警戒活動
関係機関	兵 庫 県	防ぎよ活動（情報連絡等）
	警 察	防ぎよ活動（危険箇所の巡視等）、 避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、 避難者の保護等
	その他の防災関係機関等	防ぎよ活動（情報連絡等）
	消 防 団	土砂災害対策活動

取組内容

第1 情報収集・交換

本部事務局及び総務部は、気象情報の収集、分析、住民への情報伝達や住民からの情報収集等を行い、必要な情報を災害警戒本部事務局へ報告する。本部事務局は総務部（情報・広報班）からの情報を整理、分析を行う。また、厚生部は情報を適宜要配慮者及び関係施設へ伝達すると共に、支援等の必要性を確認し、必要があれば避難等の支援を行う。

第1節 災害警戒期の活動

第2 土砂災害対策活動

1. 災害警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報、土砂災害情報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、災害警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

(1) 警戒区域等

ア 土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険区域、山腹崩壊危険地区等

2. 監視活動、出動

(1) 警戒基準

ア 大雨注意報が発令

イ 大雨警報が発令

ウ 大雨警報が発令され、土砂災害警戒区域において危険な状態が予想されるとき

(2) パトロール

消防団は、土砂災害危険区域等の巡視、点検、監視を行う。

第3 ライフライン・交通警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、土砂災害等によって起こる災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道及び下水道管理者

ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社）

ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（兵庫県 LP ガス協会）

ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ 適切な社内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（建設産業部、光都土木事務所、姫路河川国道事務所）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) バス路線（株式会社ウエスト神姫相生営業所）

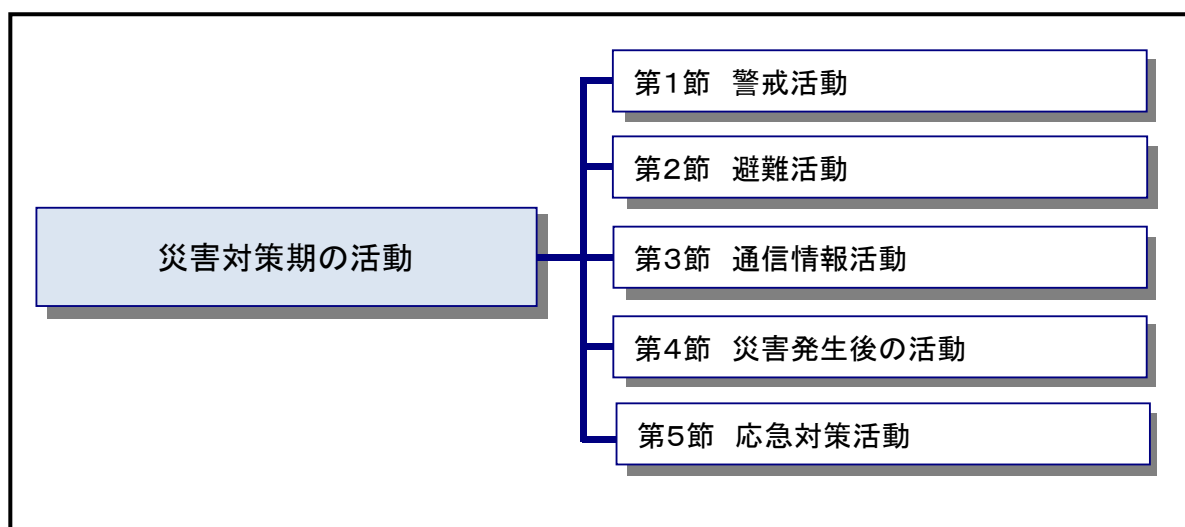
ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第3章 災害対策期の活動

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合に十分な対策を実施する。

対策の体系



第1節 警戒活動

第1項 災害対策本部体制

土砂災害により町域に大規模な被害が生じ、若しくは発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び上郡町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第1項「災害対策本部体制」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第1節第1項「災害対策本部体制」を準用する。

第2項 土砂災害警戒活動

関係機関は、大雨警報の発表やその他の気象条件により被害が発生するおそれがある時等で、災害対策本部体制をとった場合は、巡回活動及びその状況報告、時間予想降雨の確認等の警戒活動を実施する。

また、関係機関は、住民等からの危険情報及び過去の被災状況等を踏まえ、降雨強度等の状況に応じ危険性が高いと考えられるがけ地等の危険区域について巡視活動を行う。

対策の体系

- 第1 情報収集
- 第2 警戒活動
- 第3 情報交換
- 第4 応急措置
- 第5 資機材の調達

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 情報収集
	建 設 産 業 部	(2) 警戒活動
	本 部 事 務 局	(3) 情報交換
	建 設 産 業 部 ・ 厚 生 部	(4) 応急措置
	各 部	(5) 資機材の調達
関 係 機 関	兵 庫 県	防ぎよ活動（情報連絡等）
	警 察	防ぎよ活動（危険箇所の巡視等）
	その他の防災関係機関等	防ぎよ活動（情報連絡等）
	消 防 団	防ぎよ活動（情報連絡、危険箇所の巡視、応急措置等）

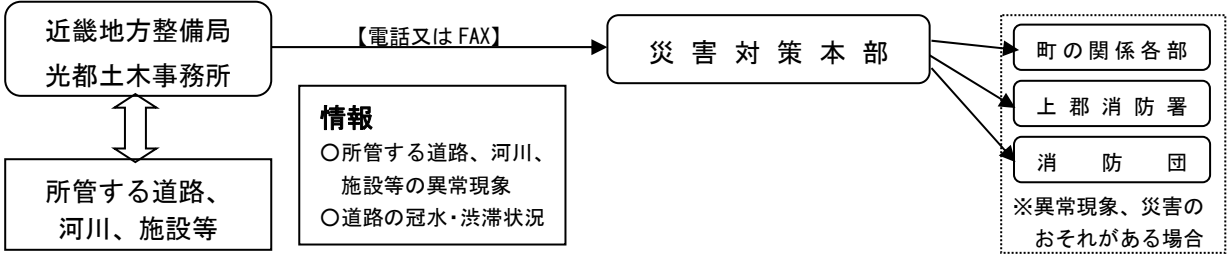
取組内容

第1 情報収集

1. 近畿地方整備局（姫路河川国道事務所）、光都土木事務所

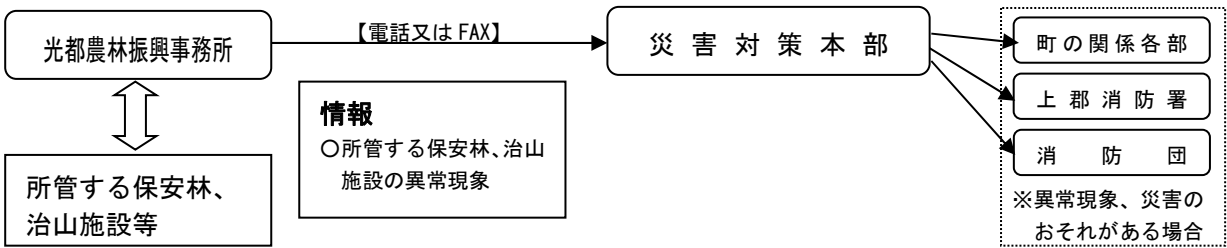
近畿地方整備局及び光都土木事務所は、所管する道路、河川、施設を確認する際に、異常現象の発見や危険が切迫している状況と認められるときは、速やかに上郡町にその情報について連絡する。

第1節 警戒活動



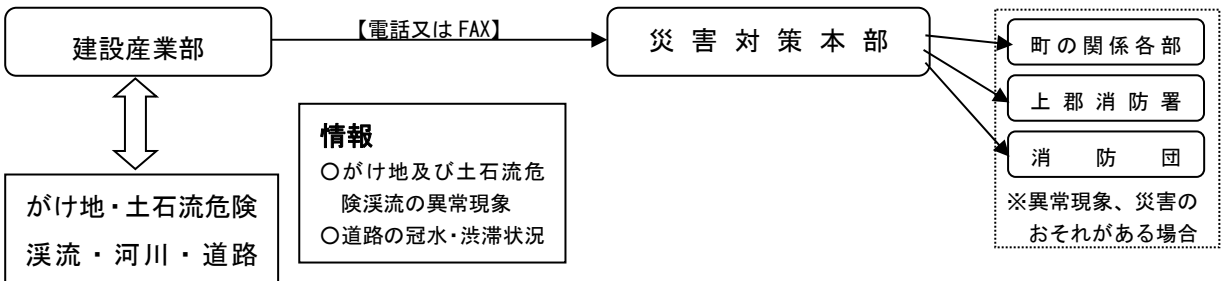
2. 光都農林振興事務所

光都農林振興事務所は、所管する保安林、治山施設等を確認する際に、異常現象の発見や危険が切迫している状況と認められるときは、速やかに上郡町にその情報について連絡する。



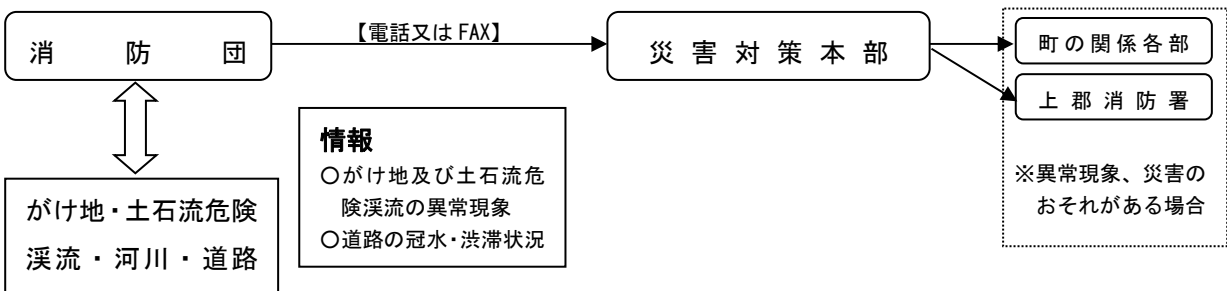
3. 建設産業部

建設産業部は、警戒巡視を行った際、土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、災害対策本部にその状況について連絡する。



4. 消防団

消防団は、がけ地、河川、道路等について必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生やがけ地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、災害対策本部にその情報について連絡する。



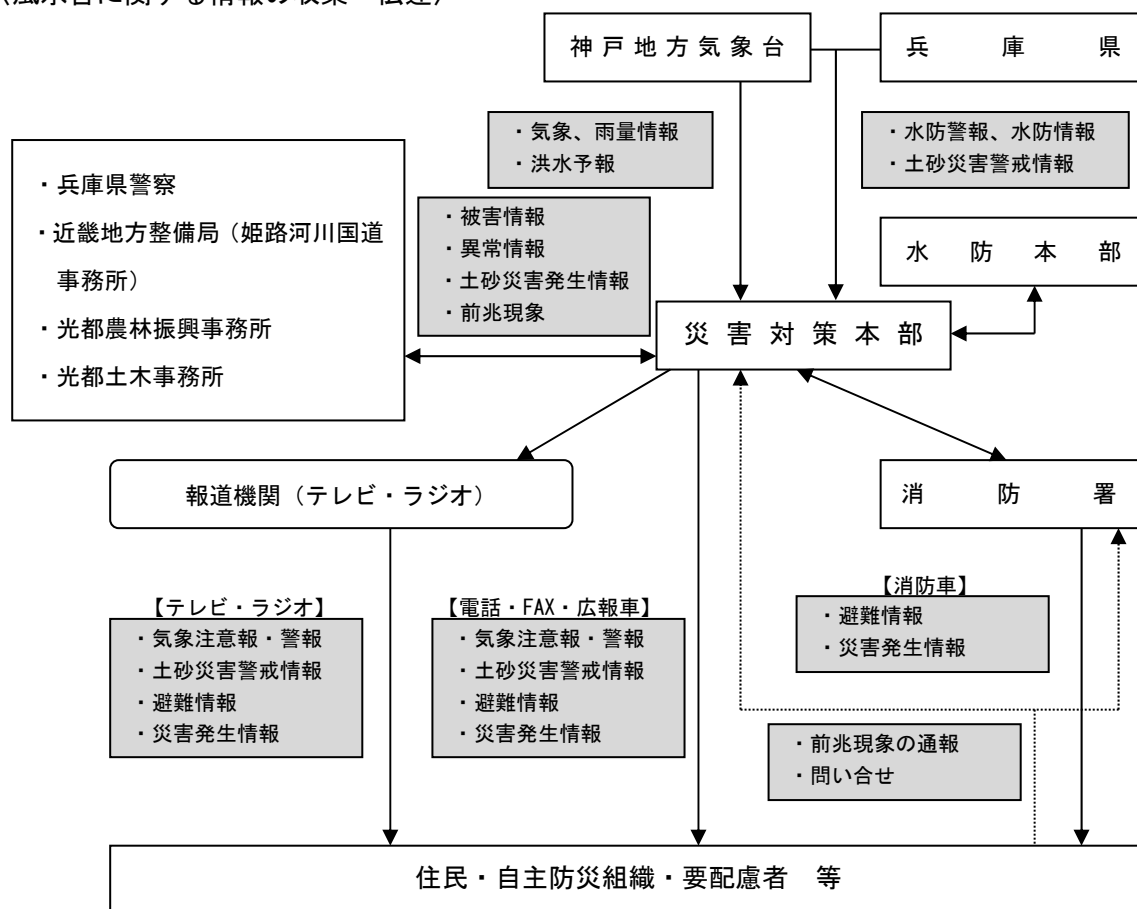
第2 警戒活動

消防団は、住民等からの危険情報及び過去の被災状況等を踏まえ、土砂災害危険区域等の巡視、点検、監視を行う。

第3 情報交換

- (1) 土砂災害に関する情報の総括の役割を担う災害対策本部は、近畿地方整備局（姫路河川国道事務所）、光都農林振興事務所、光都土木事務所等より入手した防災情報について、報道機関等を通じて住民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関へ情報を伝達する。
- (2) 神戸地方気象台は、大雨や土砂災害に関する気象情報について、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて住民に広報し、嚴重な警戒を行うよう喚起する。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表された後も、天候の回復が見込まれず危険が切迫してきているときは、電話、FAX、広報車等を活用して、警戒や自主避難を喚起する。
- (4) 住民からの通報等の災害情報を受け付けた機関は、速やかに災害対策本部へ伝達するとともに、応急活動に活用する。

〈風水害に関する情報の収集・伝達〉



Ⅲ 災害応急対応計画
第2部 土砂災害応急対応計画

第1節 警戒活動

第4 応急措置

- (1) 消防団は、水防資機材等の整備点検を行うと共に、応急対応が必要な箇所について土砂災害警戒活動を行う。
- (2) 前兆現象確認箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、土砂災害等で道路の通行に支障がある個所については車両等の通行規制、誘導等を行う。
- (4) 厚生部は、要配慮者等への連絡を行い、必要な場合は自主防災組織等と連携し、避難等の支援を行う。

第5 資機材の調達

各部は、現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には、総務部が現地調達あるいは西播磨県民局、西播磨広域防災拠点、その他関係業者等から調達を行う。

第3項 ライフライン・交通警戒活動

ライフライン、交通に関わる管理者、事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

第3項「ライフライン・交通警戒活動」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第1節第3項「ライフライン・交通警戒活動」を準用する。

第2節 避難活動

第1項 避難基準に関する計画

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、町及び関係機関は危険区域内にある住民等に対して避難のための立ち退きを勧告し又は指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や住民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

対策の体系

- 第1 避難情報の種類
- 第2 避難行動の基本的事項
- 第3 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所
- 第4 避難すべき区域・箇所
- 第5 避難勧告等の発令の判断基準
- 第6 避難の準備
- 第7 避難の勧告・指示
- 第8 避難の誘導
- 第9 避難の解除

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 避難情報の種類
		(2) 避難行動の基本的事項
		(3) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所
		(4) 避難すべき区域・箇所
		(5) 避難勧告等の発令の判断基準
		(6) 避難の準備
		(7) 避難の勧告・指示
		(8) 避難の誘導
		(9) 避難の解除
関係機関	各 報 道 機 関 防 災 関 係 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力

第2節 避難活動

Ⅲ 災害応急対応計画

取組内容

町は、台風や集中豪雨により災害が発生しうる状況となった場合又は災害が発生した場合に、河川やため池の決壊等による水害や土砂災害による人命被害を防止するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に関する情報をあらかじめハザードマップ等により、住民に周知徹底する。また、生命財産等が危険な状況となるおそれがある場合に迅速に避難の判断を行い、危険箇所について避難情報を発令する。

第1 避難情報の種類

避難勧告等については、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3類型とし、それぞれ以下の定義とする。

種類	定義
避難準備・高齢者等避難開始	一般住民、特に高齢者等に対して避難準備を呼び掛けると共に、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するなど、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又促す行為。
避難指示（緊急）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するなど、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。

第2 避難行動の基本的事項

1. 避難行動の基本事項

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動の基本的事項とする。

- (1) 避難行動要支援者を含む要配慮者等、避難行動や情報面で支援を要する人を含めた住民の
確実な避難
- (2) 道路冠水や夜間等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- (3) 真に切迫した状況においては、生命を守る最低限の行動を選択する

* 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第2部 土砂災害応急対応計画

2. 避難行動について特に住民が留意すべき事項

(1) 土砂災害

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- ・ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・ 溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

第3 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

対象とする災害は、土砂災害とする。

土砂災害による警戒すべき区域は、土砂災害警戒区域並びに山腹崩壊危険地区付近とし、特に災害時に人命にかかわる大きな被害が想定される箇所については、重要警戒区域とする。

1. 警戒すべき区域・箇所の指定にあたり留意した事項

(1) 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等）

- ・ 土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、災害発生前に避難を完了することが必要である。
- ・ 土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、土砂災害警戒情報の発令がなくても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある（前兆現象は巻末資料参照）。
- ・ 町は、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

警戒すべき区域	土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区
重要警戒区域	要配慮者施設等が位置する土砂災害警戒区域

第4 避難すべき区域・箇所

土砂災害については、土砂災害警戒区域等危険箇所の分布状況に応じて、避難勧告等の想定対象区域を定める。

1. 土砂災害の場合の避難すべき区域・箇所の区分

- (1) 土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域を単位としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を対象区域とする。

第2節 避難活動

Ⅲ 災害応急対応計画

第2部 土砂災害応急対応計画

避難対象区域	対象地区	参考雨量	要配慮者施設等
黒石エリア	黒石、楠	石戸、赤松公民館	
鍋倉エリア	鍋倉、楠	鞍居地区公民館	
皆坂エリア	皆坂、延野	安室ダム	
岩木、赤松エリア	惣尻、大枝、船谷、倉尾、石戸、苔縄、柏野、赤松、河野原、楠	石戸公民館、赤松公民館	
鞍居エリア	惣尻、尾長谷、土井、土井の内、小山、野桑、中村、広根、稗田、梅谷、金出地下、大杉野、細野、赤松	鞍居地区公民館	児童福祉施設泉心学園
金出地エリア	金出地中、戸谷、本金出地、国光、県立大学理学部校舎、県立大学付属高校校舎、県立大学付属中学校校舎、西播磨高原浄化センター	西播磨県民局、鞍居地区公民館	
高山エリア	梨ヶ原、落地、延野、行頭、高山1、高山2、岡	安室ダム、船坂地区公民館	
上郡、山野里エリア	段町、旭町、東町、井上、山田、丹東、丹西、松ノ尾、宿西、平野、大酒、与井、落地、下栗原、名村、船坂1、船坂3	上郡町役場、船坂地区公民館	デイサービス 上郡の家 愛心園 上郡町 デイサービスセンター 上郡町立山野里幼稚園
高田エリア	高田台1丁目、2丁目、4丁目西、4丁目南、5丁目西、6丁目、中野、休治、宇野山、小野豆、奥、与井、釜島、正福寺、土井、土井の内	気象庁、高田地区公民館	特別養護老人ホームほうらいの里
梨ヶ原エリア	梨ヶ原	梨ヶ原地区公民館	

- * 各エリアは気象庁土砂災害警戒5kmメッシュ区分、対象地区は土砂災害警戒区を含む自治会。
- * 避難対象区域の名称は、5kmメッシュの代表的な地区で表示。
- * 実際の発令時には、兵庫県地域別土砂災害危険度1kmメッシュの対象地区の自治会名で発令する場合がある。

(2) 避難対象エリア内に位置する要配慮者施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号）

避難対象区域	施設名	住所	種別
鞍居エリア	児童福祉施設泉心学園	上郡町尾長谷536	児童
上郡、山野里エリア	デイサービス 上郡の家	上郡町山野里2100-1	高齢者
	愛心園	上郡町山野里2749-35	障がい者
	上郡町 デイサービスセンター	上郡町山野里2749-48	高齢者
	上郡町立山野里幼稚園	上郡町山野里2147	児童
高田エリア	特別養護老人ホームほうらいの里	上郡町中野1118-1	高齢者

(3) 崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区については、危険地区の影響する地区を単位としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を対象区域とする。

避難対象区域	対象地区	参考雨量	備考
上郡、山野里エリア	段町、井上、丹東、山田、 落地	上郡町役場	
高田エリア	休治、小野豆、与井	高田地区公民館	
鞍居エリア	野桑、中村	鞍居地区公民館	
岩木、赤松エリア	岩木、岩木(才坂)、倉尾、 石戸、黒石、苔縄、河野 原	石戸公民館、 赤松公民館	
高山エリア	高山1、高山2	安室ダム、船坂 地区公民館	

*ハザードマップ危険箇所より

2. 孤立化が懸念される地域（水害、震災含む）

避難対象区域	対象地区	参考雨量	備考
黒石エリア	黒石、市原、楠	石戸公民館、 赤松公民館	
皆坂エリア	皆坂、延野	安室ダム	
岩木、赤松エリア	大枝、岩木、船谷、才原 倉尾、石戸、苔縄、柏野、 赤松、河野原、楠	石戸公民館、 赤松公民館	
鞍居エリア	細野、赤松	鞍居地区公民館	
高山エリア	延野、行頭、高山1、高 山2	安室ダム、船坂 地区公民館	
高田エリア	宇野山、小野豆、正福寺	気象庁、高田地 区公民館	

第2節 避難活動

第5 避難勧告等の発令の判断基準

町は、住民が避難行動を開始する必要があると判断する基準を定める。

避難勧告等の判断基準（具体的な考え方）は以下のとおりとするが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努める。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

1. 類型区分

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 ・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある地域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れなどにより、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。

* 自然現象のため、不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2. 土砂災害にかかる判断基準

類 型	基 準
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」したとき。 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 <p>※前兆現象の場合の避難勧告は、現象を確認した区域若しくはその周辺区域のみを対象とする。</p>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂災害が発生したとき。 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき。 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象を確認した場合や、不測の事態が生じ危険を感じた場合は、避難勧告・指示等がない場合であっても、自己の判断で避難行動をとること。 ・真に切迫した状況においては、生命を守る最低限の行動を選択すること。 <p>（避難時に注意すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。 ・土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。 ・溪流を渡って対岸に避難することは避けること。 ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

※「土砂災害に関するメッシュ情報」とは、気象庁が公表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と、兵庫県が公表する「地域別土砂災害危険度」の2つを総称したものであり、土砂災害の起こる危険度を表す情報のことである。

第2節 避難活動

【土砂災害警戒判定メッシュ情報】気象庁公表

気象庁（神戸地方気象台）が、土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供している。

5kmメッシュごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示しており、避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

【地域別土砂災害危険度】兵庫県公表

兵庫県から、「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、5kmメッシュ若しくは1kmメッシュごとに県下を細分化し、土砂災害の危険度が高まっている地域を示す「地域別土砂災害危険度」が、次の着色にて提供される。

- ・土砂災害警戒基準を既に超えているエリア＝赤色
- ・1時間後に超えると予測されるエリア＝橙色
- ・2時間後に超えると予測されるエリア＝黄色

〈情報の入手先〉

千種川の洪水警報：神戸地方気象台（078-222-8915） 緊急時：衛星電話（028-982-33）

兵庫県西播磨県民局（0791-58-2233）

光都土木事務所（0791-58-2235）

千種川の水位：国土交通省 川の防災情報

兵庫県 河川情報システム水位予測情報

上郡町の洪水警報：神戸地方気象台（078-222-8915） 緊急時：衛星電話（028-982-33）

雨量情報、土砂災害情報：気象庁 防災情報提供システム

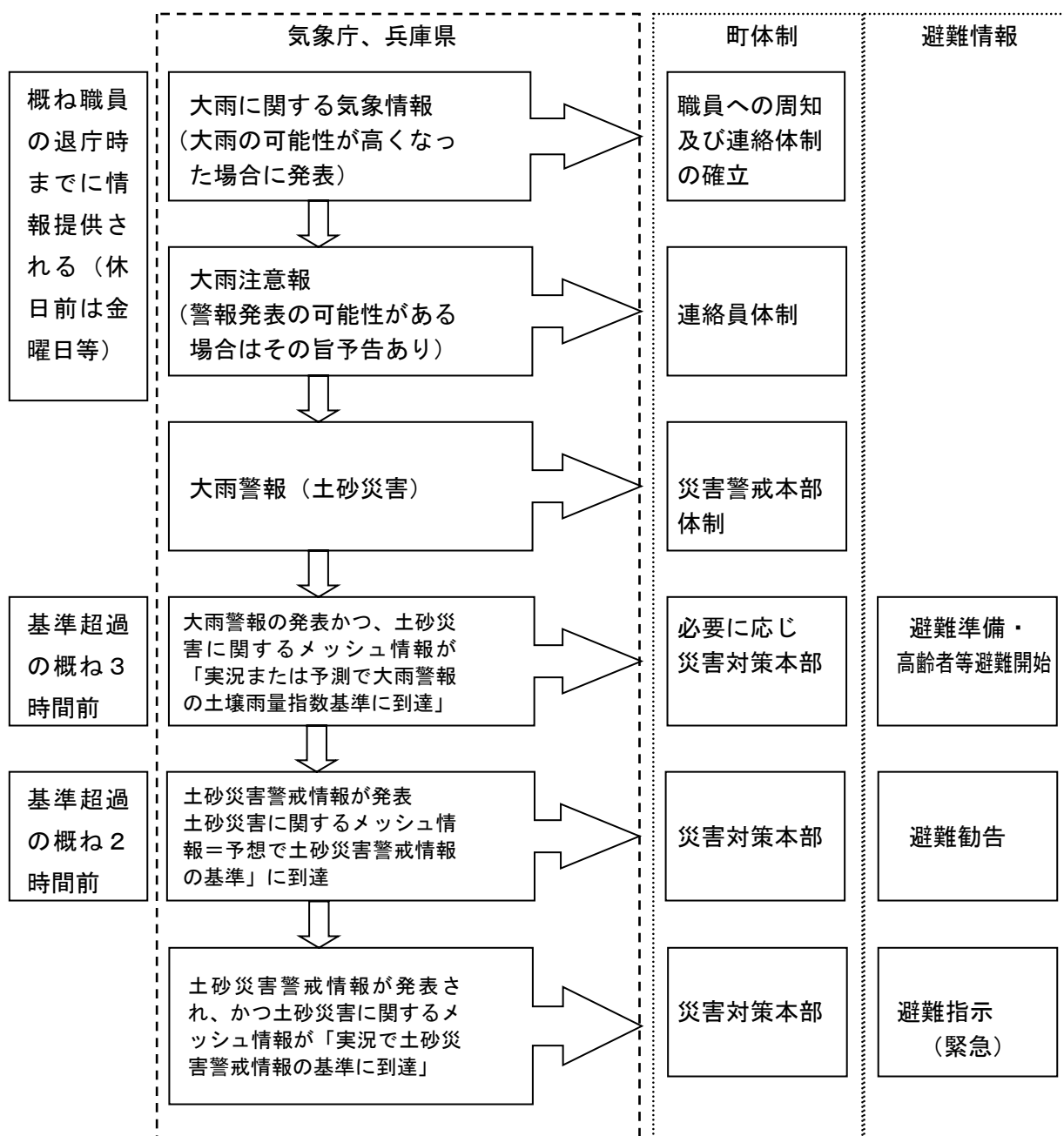
兵庫県 フェニックス防災システム

河川の氾濫：兵庫県 河川情報システム氾濫予測情報

気象庁ホットライン：衛星電話 028-982-33（緊急時）

通常電話 078-222-8915

〈土砂災害での避難情報発表フロー〉



兵庫県の土砂災害情報提供システム及び気象庁の防災情報提供システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認し、対象地区への避難情報の準備を整えておくこと。

*ただし、各情報の発表は県データと気象台データ双方で判断される。また、予想雨量は自然現象のため不測の事態もあることに留意すること。

第2節 避難活動

第6 避難の準備

1. 避難準備・高齢者等避難開始の発令

町長は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、浸水等による災害危険区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域の発令基準に至った場合は、広報車等により住民に避難の準備を広報する。また、町長は、避難の準備の情報を広報した場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第7 避難の勧告・指示

1. 避難勧告・指示者

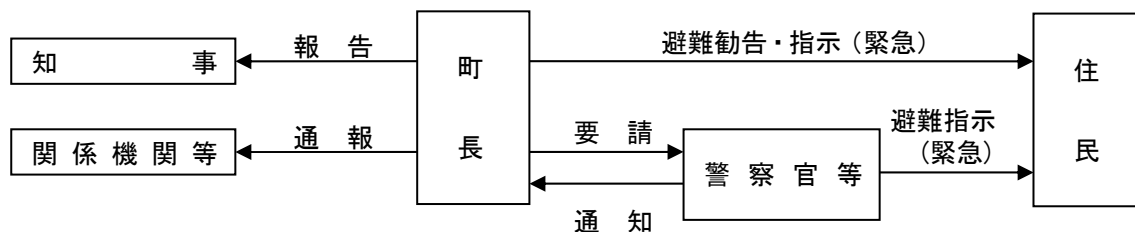
風水害等により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難の勧告又は指示（緊急）を行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対して、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を行うよう勧告、指示を行う。

実施責任者	勧告・指示内容	根拠法規
町長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。	災害対策基本法第60条
知事	町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員	地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	町長による避難の指示ができないと認めるとき又は、町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に関し、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条

※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。

2. 避難勧告・指示（緊急）の流れ

- ア 町長は、勧告又は指示（緊急）を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。
- イ 実施責任者は、勧告又は指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。



3. 住民に対する周知

避難の勧告又は指示指示（緊急）にあたっては、要配慮者にも配慮して、本部事務局が総務部（情報・広報班）と連携し、あらゆる伝達手段を複合的に活用し住民への周知徹底を図る。また、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

ア 周知の内容

- ① 勧告者
- ② 避難すべき理由（災害種別も含める）
- ③ 避難すべき場所（指定避難所若しくは指定緊急避難場所）
- ④ 避難所若しくは緊急避難場所の利用可否状況

イ 周知の手段

- ① 広報車
- ② サイレンの吹鳴及び警鐘
- ③ 有線電話
- ④ 屋外拡声器、ケーブルテレビ、町ホームページ、エリアメール、ひょうご防災ネット、Lアラート（災害情報共有システム）他

ウ 指示文のめやす

[避難指示文例 避難準備・高齢者等避難開始]

年 月 日

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは上郡町です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方等、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
 - ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。
- なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

第2節 避難活動

[避難指示文例 避難勧告]

年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■ こちらは上郡町です。 ■ ○○地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まっています。 ■ 速やかに避難を開始してください。 ■ 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

[避難指示文例 避難指示（緊急）]

年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■ こちらは上郡町です。 ■ ○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。 ■ △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。 ■ 土砂災害の危険性が極めて高まっています。 ■ 未だ避難していない方は、最寄の頑強な建物等へ緊急に避難をしてください。 ■ 外が危険な場合は、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

第8 避難の誘導

1. 避難誘導を行う者

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、原則として自主防災組織、自治会単位による自主避難とする。なお、要配慮者の避難にあたっては、地域住民または消防団の協力により支援を行う。

イ 公共施設等における誘導

学校、幼稚園、保育所、高齢者福祉施設等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者及び町職員が実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者若しくは防災担当者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

2. 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて概ね次のように実施する。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、急傾斜地や溪流その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

- イ 危険な地域には標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。
- ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- エ 高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先して行う。
- オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努める。
- カ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行う。
※要配慮者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。

第9 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

《解除基準》

「土砂災害警戒情報」及び「大雨警報（土砂災害）」が解除された場合。

第2節 避難活動

Ⅲ

災害応急対応計画

第2項 警戒区域設定計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

第2項「警戒区域設定計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第2項「警戒区域設定計画」を準用する。

第3項 避難所開設・運営計画

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民が避難することが予想される。このため、町は被災した住民が、一時的に生活する場の確保、生活の再建の支援に向け、避難所を設置する。

第3項「避難所開設・運営計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第3項「避難所開設・運営計画」を準用する。

第4項 要配慮者対策計画

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難等に時間を要する要配慮者に対する、支援策を実施する。また、災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

第4項「要配慮者対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第4項「要配慮者対策計画」を準用する。

第2部

土砂災害応急対応計画

第3節 通信情報活動

第1項 災害情報の収集・伝達に関する計画

風水害、土砂災害による被害の軽減を図るため、気象情報等の収集や予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害情報の的確な把握に努める。

第1項「災害情報の収集・伝達に関する計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章 第3節 第1項「災害情報の収集・伝達に関する計画」を準用する。

第2項 通信運用計画

災害の発生により電話等有線通信回線が被災し、不通となった場合、衛星電話等をはじめ防災関係機関等の非常用通信施設を有効に活用し、通信連絡網を確保する。

第2項「通信運用計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章 第3節 第2項「通信運用計画」を準用する。

第3項 広報広聴計画

町及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に住民に広報を行うとともに、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努める。

第3項「広報広聴計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章 第3節 第3項「広報広聴計画」を準用する。

第4節 災害発生後の活動

第4節 災害発生後の活動

第1項 応援要請計画

町の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、県、他市町、自衛隊等に対し速やかに応援を要請し、住民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続き、応援部隊の受入を次により実施する。

第1項「応援要請計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第1項「応援要請計画」を準用する。

第2項 水防活動計画

消防機関は、暴風雨等の災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて水防活動、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組む。水防活動については、水防法に基づき毎年定める上郡町水防計画に基づき実施するものであるが、基本的事項については以下に定める。

第2項「水防活動計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第2項「水防活動計画」を準用する。

第3項 救助・救急・医療計画

風水害においては、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。これらに対処するため、町は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。また、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

第3項「救助・救急・医療計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第3項「救助・救急・医療計画」を準用する。

第4項 二次災害対策計画

浸水や土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、災害発生後、迅速な点検及び応急措置等を実施し、二次災害の未然防止を図る。

第4項「二次災害対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第4項「二次災害対策計画」を準用する。

第5項 緊急輸送活動計画

災害発生時における救援物資等の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を整備する。

第5項「緊急輸送活動計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第5項「緊急輸送活動計画」を準用する。

第6項 ライフライン等の応急復旧計画

都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、町及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。

第6項「ライフライン等の応急復旧計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第6項「ライフライン等の応急復旧計画」を準用する。

第4節 災害発生後の活動

Ⅲ 災害応急対応計画

第7項 災害救助法の適用計画

災害により、町域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第7項「災害救助法の適用計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第7項「災害救助法の適用計画」を準用する。

第8項 孤立地区への支援計画

土砂災害等により山間地域の交通、通信が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

対策の体系

- 第1 孤立状況の情報収集
- 第2 ヘリコプターの要請
- 第3 救出・救助

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 孤立状況の情報収集
	本 部 事 務 局	(2) ヘリコプターの要請
	本 部 事 務 局 関 係 各 部	(3) 救出・救助
関 係 機 関	兵 庫 県	ヘリコプターによる支援
	消 防 署	救出・救助

取組内容

第1 孤立状況の情報収集

道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

第2部 土砂災害応急対応計画

第2 ヘリコプターの要請

孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

また、臨時ヘリポートを開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

第3 救出・救助

関係各部署は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。(本章 第2節 第4 2. 孤立化が懸念される地域 参照)

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣し対応するような措置をとる。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

(5) 食料・物資等の搬送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

第5節 応急対策活動

第5節 応急対策活動

第1項 飲料水の供給計画

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

第1項「飲料水の供給計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第1項「飲料水の供給計画」を準用する。

第2項 食料・生活必需品供給計画

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊き出しや食料、生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

第2項「食料・生活必需品供給計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第2項「食料・生活必需品供給計画」を準用する。

第3項 文教対策計画

災害が発生した場合は、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

第3項「文教対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第3項「文教対策計画」を準用する。

第4項 住宅応急対策計画

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第4項「住宅応急対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第4項「住宅応急対策計画」を準用する。

第5項 災害ボランティアの活動計画

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

第5項「災害ボランティアの活動計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第5項「災害ボランティアの活動計画」を準用する。

第6項 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に捜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

第6項「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第6項「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画」を準用する。

第5節 応急対策活動

Ⅲ

災害応急対応計画

第7項 防疫・保健衛生計画

災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第7項「防疫・保健衛生計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第7項「防疫・保健衛生計画」を準用する。

第8項 廃棄物処理計画

災害によって発生した損壊家屋等災害廃棄物や、施設の被災等により堆積する日常ごみやし尿等を速やかに収集・処理し、被災地の生活環境の復旧を図り、公衆衛生の維持に努める。

第8項「廃棄物処理計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第8項「廃棄物処理計画」を準用する。

第9項 農地・農業用施設等応急対策計画

気象、水象情報の把握に努め、農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第9項「農地・農業用施設等応急対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第9項「農地・農業用施設等応急対策計画」を準用する。

第2部

土砂災害応急対応計画

第10項 義援金品の受入れ・配分計画

災害時に国民及び企業等から義援金品を寄託された場合、その受入れ及び配分を迅速かつ確実にいき、被災者の生活の安定を図る。

第10項「義援金品の受入れ・配分計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第10項「義援金品の受入れ・配分計画」を準用する。

